

耐火構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>耐火構造に関する構造方法を定める件<br/>昭和三十九年七月十日<br/>建設省告示第六百七十五号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造に関する構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 壁の構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、ブラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。</p> <p>一 通常の火災による火熱が二時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上上昇しないものの構造方法にあつては、次のイからオまでに掲げるもの</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。）で厚さが十センチメートル以上のもの</p> <p>ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆つたもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）</p> | <p>建築基準法施行令の規定に基づき耐火構造を指定<br/>昭和三十九年七月十日<br/>建設省告示第六百七十五号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百七条第一号及び第一二号の規定に基づき、耐火構造を次のように指定する。</p> <p>第一 通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、ブラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。</p> <p>一 柱にあつては、その小径が四十センチメートル以上のもので、次のイ又はロの一に該当するもの</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。</p> <p>ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル（軽量骨材を用いたものについては七センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル（軽量骨材を用いたものについては八センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のレンガ若しくは石でおおつたもの</p> |

ハ 軸組を鉄骨造とし、その画面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが若しくは石で覆つたもの

ニ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その画面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網ハイライトモルタルで覆つたもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ク 木片セメント板の画面に厚さ一センチメートル以上モルタルを塗つたものでその厚さの合計が八センチメートル以上のもの

ト 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが七・五センチメートル以上のもの

チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にハイライト又は気泡コンクリートを充てんしたもので、厚さが十二センチメートル以上であり、かつ、肉厚が五センチメートル以上のもの

二 通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次のイからホまでに掲げるもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのがぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。）で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その画面を塗厚さが三センチメートル以上の鉄網モ

二 はりにあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのがぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル（軽量骨材を用いたものについては七センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル（軽量骨材を用いたものについては八センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの

ハ 鉄骨を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網ハイライトモルタルでおおつたもの

ルタルで覆つたもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ハ 軸組を鉄骨造とし、その画面を厚さが四センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが若しくは石で覆つたもの

ニ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが四センチメートル以上のもの

ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が七センチメートル以上のもの

三 通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に屋内に面する面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇せず、かつ、屋内において発生する通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの（非耐力壁である外壁に限る。）の構造方法にあつては、次のイからハまでに掲げるもの

イ 不燃性岩綿保温板、鉱綿保温板又は木片セメント板の画面に石綿スレート又は石綿パライイト板を張つたもので、その厚さの合計が四センチメートル以上のもの

ロ 気泡コンクリート、石綿パライイト板又はケイ藻土若しくは石綿を主材料とした断熱材の画面に石綿スレート、石綿パライイト板又は石綿ケイ酸カルシウム板を張つたもので、その厚さの合計が三・五センチメートル以上のもの

ハ 軸組を鉄骨造とし、その画面に厚さが一・二センチメートル以上の石綿パライイト板を張つたもの

第二 柱の構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

第二 通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さ

一 通常の火災による火熱が三時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、その小径が四十センチメートル以上のもので、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル（軽量骨材を用いたものについては七センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル（軽量骨材を用いたものについては八センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

二 通常の火災による火熱が二時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

を含むものとする。

一 壁にあつては、次のイからトまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタル又は厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが若しくは石でおおつたもの。ただし、鉄骨の部分を鉄網モルタルでおおつた構造のものについては、その塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。

ハ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ニ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網パライットモルタルでおおつたもの。ただし、その塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。

ホ 木片セメント板の両面に厚さ一センチメートル以上モルタルを塗つたものでその厚さの合計が八センチメートル以上のもの

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網ハイライトモルタルで覆つたもの

三 通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次のイからハまでに掲げるもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ロ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

ハ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ク 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが七・五センチメートル以上のもの

ト 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にハイライト又は気泡コンクリートを充てんじたもので、厚さが十二センチメートル以上であり、かつ肉厚が五センチメートル以上のもの

二 柱にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのがぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網ハイライトモルタルでおおつたもの

三 床にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンク

第三 床の構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 通常の火災による火熱が二時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上上昇しないものの構造方法にあつては、次のイからハまでに掲げるもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチ

メートル以上のものである。ただし、鉄網モルタルでおおつた構造のものについては、その塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。

四 壁にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル以上のものとする。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが十センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網ハイライトモルタルでおおつたもの

第三 通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 壁にあつては、次のイからニまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三センチメートル以上の鉄網モルタル又は厚さが四センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが若しくは石でおおつたもの。ただし、鉄骨の部分を鉄網モルタルでおおつ

チメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

二 通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上上昇しないものの構造方法にあつては、次のイからハまでに掲げるもの

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが四センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

た構造のものについては、その塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。

ハ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のがぶり厚さが四センチメートル以上のもの

二 コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で図厚及び仕上材料の厚さの合計が七センチメートル以上のもの

二 外壁のうち非耐力壁にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 不燃性岩綿保温板、鉱滓綿保温板又は木片セメント板の両面に石綿スレート又は石綿パライイト板を張つたもので、その厚さの合計が四センチメートル以上のもの

ロ 気泡コンクリート、石綿パライイト板又は珪藻土若しくは石綿を主材料とした断熱材の両面に石綿スレート、石綿パライイト板又は石綿珪酸カルシウム板を張つたもので、その厚さの合計が三・五センチメートル以上のもの

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面に厚さが一・二センチメートル以上の石綿パライイト板を張つたもの

三 柱にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ロ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック

第四 ばりの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。この各号に掲いで、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、フラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

- ハ ク又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの
- 四 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの
- 四 床にあつては、次のイからハまでの一に該当するもの
  - イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの
  - ロ 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが四センチメートル以上のもの
  - ハ 鉄材の両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートでおおつたもの。ただし、鉄網モルタルでおおつた構造のものについては、その塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。
- 五 ばりにあつては、次のイからハまでの一に該当するもの
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造
  - ロ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの
  - ハ 床面からばりの下端までの高さが四メートル以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

一 通常の火災による火熱が三時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のある  
変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次  
のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造  
(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のもの  
を除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル(軽量骨材を用いたものについては七  
センチメートル)以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル(軽量骨  
材を用いたものについては八センチメートル)以上のコンクリートブロッ  
ク又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

ハ 鉄骨を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網パライイトモルタルで覆つ  
たもの

二 通常の火災による火熱が二時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のあ  
る変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次  
の各号のいずれかに該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造  
(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のもの  
を除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル(軽量骨材を用いたものについては五  
センチメートル)以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル(軽量骨  
材を用いたものについては六センチメートル)以上のコンクリートブロッ  
ク又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パライイトモルタルで覆つ  
たもの

三 通常の火災による火熱が一時間以上加えられた場合に構造耐力上支障のあ

る変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の名号のいずれかに該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ロ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル（軽量骨材を用いたものについては三センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが五センチメートル（軽量骨材を用いたものについては四センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが五センチメートル以上のれんが若しくは石で覆つたもの

ハ 床面からはりの下端までの高さが四メートル以上の鉄骨造の小屋根で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

第五 屋根で、の構造方法にあつては、次の名号に掲げるものとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ四センチメートル以上のもの

五 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル

第六 階段の構造方法にあつては、次の名号に掲げるものとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造

三 鉄材によつて補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造

四 鉄造

第四 通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根は、次の名号の一に該当するものとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 鉄材によつて補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ四センチメートル以上のもの

五 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル

第五 階数が二以下で延べ面積が五百平方メートル以下の建築物（法別表第一

附 則

- 1 この告示は、平成十二年 月 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存する建築物の部分で、この告示による改正前の昭和四十四年建設通告令第千六百七十五号に適合しているものについては、この告示の施行後も、なお耐火構造であるものとみなす。

欄( 頂又は頂から頂までに掲げる用途に供するものを除く。 )における壁及び床にあつては、厚さ四センチメートル以上の鉄筋コンクリート製パネルで造られたものを耐火構造とする。